

「コミットメント・フィーに関する論点整理」について

この度、「金融法委員会」では、コミットメント・ライン契約の利息制限法及び出資法上の位置付けについて整理することを目的に、「コミットメント・フィーに関する論点整理」を取りまとめた。本「論点整理」では、コミットメント・フィーを適法なものとする幾通りかの解釈を提示しているところであるが、逆にコミットメント・フィーにつき利息制限法及び出資法の適用を受けるとする考え方も成立し得る現状では、法的な不確実性が存在していると言わざるを得ない。したがって、当委員会としては、立法的な手当てが行われることにより、法的安定性が確保されることを期待している。

当委員会では、今後も、本件につき、引続き高い関心をもって審議していくこととしたい。

コミットメント・フィーに関する論点整理

1. 問題の所在

(1) コミットメント・ライン契約とは

コミットメント・ライン契約は、銀行等が、一定期間にわたり一定の融資枠を設定・維持し、その範囲内であれば顧客の請求に基づき、融資を実行することを約束する契約である。コミットメント・ライン契約締結の対価として、当該契約期間中、顧客から銀行等に対し、コミットメント・フィーが支払われる。なお、当該契約は将来の一定期間にわたるため、融資枠が維持されるためには、顧客の財務状態につき重大な悪影響がないこと等の一定の条件が付されるのが通常である。

コミットメント・ライン契約は、銀行による当座貸越約定と類似するが、当座貸越約定書には、銀行に貸越の実行に関し広い裁量を与える以下のような規定が含まれている場合が多い。また、当座貸越約定の締結の対価としてフィーが支払われることはない。

「金融情勢の変化、債権の保全その他相当な事由があるときは、貴行はいつでも極

度額を減額し、貸越を中止し、またはこの契約を解約することができます。」

本「論点整理」において「コミットメント・ライン契約」という場合、上記のような貸付銀行等の側が幅広い裁量をもつ契約を含まず、貸付銀行等が融資を拒絶できる要件が客観的に明確になっており、かつ、合理的なものとして認められる場合であって、それが契約上明示されている場合に限定して議論を行う。

(2) コミットメント・ライン契約の法的問題点

コミットメント・ライン契約における法的問題点は、コミットメント・フィーが利息制限法第3条あるいは出資法第5条第6項の「みなし利息」に該当する恐れがあり、該当する場合には、それぞれの法律に定める制限利率を超えることになる恐れがある点である。具体的な問題点は、【具体例】のとおりである。

【参考】

利息制限法第3条

「前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。」

出資法第5条第6項

「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなして第1項及び第2項の規定を適用する。」

【具体例】：顧客 X と Y 銀行は、契約期間 1 年、融資枠 100 百万円、コミットメント・フィーを融資枠の年率 0.3% (1 年で 30 万円) とする契約を結んだ。

(ケース 1) X は、結局、オプションを一年間行使しなかった。

⇒ (利息 30 万円) / (元本 0 円) / (期間 0 年) = 無限大?

(ケース 2) X は、融資枠 100 百万円に対し、1 百万円についてだけ年利 4% で借入れ、3 ヶ月後に返済した。

⇒ (利息 31 万円) / (元本 1 百万円) / (0.25 年) = 124%

上記のような例において、コミットメント・フィーが上記「みなし利息」に該当し、

制限利率を超えるという解釈は、直観的にはおかしい気がするが、「その他何らの名義をもってするを問わず」という利息制限法および出資法の文言からすれば、コミットメント・フィーを「みなし利息」と考えざるを得ないのであるか？

法務省は、「規制緩和推進計画の見直し・検討状況の中間的公表について」（平成9年1月公表）において、コミットメント・フィーに関し、「これをみなし利息から除外すると、かかる力関係を背景としてコミットメントフィーという名目で実質的には高金利に当たる金銭を徴収するなどの脱法行為を助長する危険性が十二分にあり、現実的に大きな弊害を招くおそれがある」と回答していた。

その後、本年3月31日に発表された新しい「規制緩和推進3か年計画」においては、出資法、利息制限法におけるコミットメント・ライン契約の取扱いについて平成10年末までに結論を得て、平成11年度中に所要の法的措置を講じることとされている。

現在のところ、コミットメント・フィーの計算には、二通りの方法があるようである。一つは、コミットメント・ラインの使用・未使用にかかわらず、当該信用供与枠金額に対して一定の料率を乗じてコミットメント・フィーを算出する方法である（以下「A方式」という）。もう一つは、コミットメント・ラインの未使用金額に対して一定の料率を乗じてコミットメント・フィーを算出する（使用部分については、コミットメント・フィーを徴求しない）方法である（以下「B方式」という。）（菅原雅晴「コミットメントラインの法的性格とその有効性」金融法務事情 1522号 87-88頁）。

注）菅原氏は、前掲論文においてコミットメント・ライン契約の法的性格と有効性について以下のとおり論じている。

コミットメント・フィーは、銀行等にとっての資金調達準備費用と捉えられる。B方式においては、コミットメント・フィー全体を資金調達準備費用と考えることができるが、A方式においては、元来利息には資金調達に必要な費用が含まれていると解されることから、既使用残高部分との関係において資金調達費用の二重取りとの指摘を免れず、既使用残高との関係においてはコミットメント・フィーを実質的に利息と同視しうる。

「そもそもコミットメントフィーは、融資契約を行なうためにかかる費用というよりも、融資の前段階として資金を確保するために必要な費用であり、融資に関する費用とは本来的に異なるものであると考えられる。日本の民法上も融資は金銭消費貸借と構成され、金銭の交付をもって成立すると解されるので、コミットメントフィーを対価としたコミットメントライン契約は融資とは異な

る別個の契約とみるのが妥当である。以上より、そもそもコミットメントフィーは利息制限法や出資法にいうところのみなし利息には該当せず、コミットメントライン契約は違法ではないと考えられる。」

ただし、A方式における既使用残高に関してのコミットメント・フィーについては、「実質的に利息と同視せざるをえないため、みなし利息と解されてもやむをえないと思われる。」

また、仮にコミットメント・フィーがすべてみなし利息に該当すると判断されたと仮定した場合であっても、出資法との関係において、「実質的に違法かどうかという判断は法益の考量に基づくものであり、当該行為によって引き起こされるデメリットと当該行為によってもたらされるメリットとの比較によって決せられる。」コミットメント・ライン契約におけるデメリットは、高利のコミットメント・フィーを支払わされることであり、メリットはスムーズに融資を受けることができるようになるということである。「ここでのメリットはデメリットを凌駕しており、実質的な違法性はないものと思料される。」「したがって、コミットメントフィーがみなし利息に該当すると判断された場合であっても、実質的な違法性を欠き、出資法違反という犯罪を構成することはないと考えられる。」

当委員会は、コミットメント・フィーが既使用残高との関係において利息と同視しうるとは必ずしも考えないため、菅原氏の見解とは異なった考え方を提示する。

以下、2.～4.においてコミットメント・フィーに関する3つの考え方を提示し、5.に確認的な観点から立法的な手当てを行う必要性について提言する。

2. コミットメント・フィーはそもそもみなし利息にあたらぬとする考え方

これは、みなし利息規定の立法趣旨とコミットメント・フィーの趣旨、目的、当事者の意思等を勘案した上、契約の当事者、その意思、目的などについて利息制限法および出資法上一定の絞りをかけることにより、その範囲内ではみなし利息に該当しないと考える立場である。

まず、利息制限法について、同法が規制対象とする「利息」とは、元来、元本の使用の対価として、その額と存続期間に比例して支払われる金銭、その他の代替物であると理解されてきた。一方、利息制限法第3条(みなし利息)は、利息以外の様々な名目において実質的な利息が徴収されてきた事実を鑑みて定められたものである(注1)。したがって、利息制限法は、利息の実質を有しないものまで規制する趣旨

を含むものではなく、利息制限法第 3 条にいう「債権者の受ける元本以外の金銭」の範囲は、この利息に対する社会認識を基本に、利息の実質を有する金員の支払のみに限定して解釈されるべきである。ここで、コミットメント・フィーとは現実の借入の実行（すなわち元本の使用）、その多寡とは関係なく、貸主の借主に対する一定の枠内での貸出約束（コミットメント）の対価として借主から徴収されるものであり、その点で具体的貸付との条件関係（すなわち、「当該貸付がなかったならば当該対価が支払われなかったであろう」という関係）が認められず、元本の使用の対価としての利息の実質を備えるものとはいえない。したがって、同法第 3 条にいう「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭」にはあたらず、同条の規制対象にはなり得ないと考えられる。

次に、出資法第 5 条第 6 項との関係について、同項によって規制される「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」とは、金銭の具体的貸付実行を前提として支払われる金銭として解釈されるべきである。なぜなら出資法が貸金業者を取締り、あわせて刑事罰をもって高利を禁圧することを目的とする法律である以上、厳格に解釈されるべきであり、上記「その貸付けに関し受ける金銭」も、元本の使用の対価としての利息に限らないが、少なくとも当該具体的貸付と条件関係のある金銭の支払のみに限定して解釈されるべきだからである（注 2）。とすれば、コミットメント・フィーは、上述したように具体的貸付が行われなくてもその支払をしなければならないという意味で具体的貸付と条件関係がなく、「貸付けに関し受ける金銭」とはいえず、コミットメント・フィーは同項の適用範囲外ということになる。

さらに実質的に見た場合、利息制限法や出資法の趣旨が金銭貸借における貸主と借主の間の力関係が対等ではないという実態をふまえて弱者たる借主を保護し、高利貸を規制することにあるとすれば、少なくとも同じレベルでの交渉力を有する銀行等と一定規模以上の企業間で取決められるコミットメント・フィーについては、これらの法律の介入が必要とされる余地はないと解される。

このようにコミットメント・フィーがそもそもみなし利息に該当しないという考え方に立った場合には、前記 A 方式においても B 方式においても利息制限法および出資法違反の問題は生じない。

もっとも、コミットメント・ライン契約の利用を口実に実質的に高金利の取引がなされたような場合においては、利息制限法および出資法の適用が行われるべきである。

この場合、判断要素として過剰貸付禁止の要請、借主の確実な意思の欠如、金利

規制についての貸主の脱法意図、貸主に本当に一定の枠内での貸出を行う意図および貸出能力等があったのか否かなどを総合的に考慮して融資枠の設定の経済的合理性の欠如を判断し、利息制限法第3条、出資法第5条第6項を適用すべきかどうかを判断することになる。例えば貸主に対して、顧客が10万円、期間6ヶ月の借入を申し込んだところ、貸主の側から、契約期間1年、50万円の融資枠の設定を勧誘し、契約期間1年、50万円の融資枠の設定契約、および、それに基づく10万円、期間6ヶ月の融資契約が締結され、10万円の融資についての年利15パーセントの利息と、50万円の融資枠に対する3パーセントのコミットメント・フィーが支払われたとする。このような場合には、借主に50万円の融資枠を設定する経済合理性があるかどうか問題になり、同じレベルでの交渉力を有する銀行等と一定規模以上の企業間で取決められるコミットメント・フィーであれば適法となるようなケースであっても、貸主と借主の間の力関係が対等でない場合には、コミットメント・フィーの全額を利息とみなし、利息制限法および出資法に違反するとの判断があり得よう。

(注1) 旧利息制限法(明治10年9月11日制定)第4条は、「礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ総テ裁判上無効ノ者トス」と規定し、判例もこれを受けて、報酬や手数料を名目とする金銭の交付を、礼金と品類を同じくするものとし、これを裁判上無効としてきた。

大判昭和11.10.23(民集15巻21号1843頁)は、手数料名義で金銭を控除した事案につき、

「…即ち原判決が当該消費貸借の成立を肯定したる根拠は手数料の控除につき上告人等の承諾ありたる一事に外ならずして、右手手数料の実質如何に関しては何ら判示するところなし。抑も貸主が消費貸借の成立に際し正規の利息以外に借主の承諾を得て控除する手数料または延期手数料なるものは貸主において貸付をなすにあたり借主の資産状態その他諸般の事情を調査するにつき若しくは契約を締結するにつき時間と煩勞とを費消したる事実あり、而もこれに対する補償として取引觀念上異常の高額に上らざる限り法律上固より有効なるを妨げずと雖も、右の手数料または延期手数料が単なる名目にとどまりてその実あることなく偏に辞を之に藉りて以て正規の利息以外に貸主において金銭上の利益を搾取する手段に過ぎざる場合においてはこれは利息制限法第4条に所謂定限利息以外の礼金棒利等と品類を同じくするものその裁判上無効にして当該範囲において消費貸借の成立せざるや多言をまつべからず。果たして然らば原判決に係る手数料または延期手数料は上叙いずれの場合に該当するや之を知るに由なきにおいて原判決は理由不備に非ざれば即ち審理不尽の違法あり」と判示している。

新法(昭和 29 年 5 月 15 日)は、礼金・割引金等を利息とみなすことによつて、旧法よりその法律関係の明確化をはかり、脱法行為を防ごうとしている。

なお、利息制限法第 3 条但書にいう「契約締結費用」とは、契約締結に直接かつ現実に必要な費用をいうものとされる。この点、判例(最一小判昭和 46 年 6 月 10 日、判例時報 638 号 70 頁)は、契約締結および債務の弁済の費用について、それが費用名義で交付されても、債権者がその費用として現実に支出しなかったときは、債権者が費用として必要とした事実を主張立証しない限り、その金銭は利息とみなされるとしている。

(注 2) 判例も、最一小決昭和 57 年 12 月 21 日(刑集 36 卷 12 号 1037 頁)では、「元本以外の金銭は当該貸付に関するものと認められる限り」とされ、札幌高判昭和 47 年 3 月 22 日(判例タイムズ 295 号 389 頁)においても、「およそ当該貸付行為に関連して貸主が受領する金銭」としており、具体的貸付との関連性に着目しているように読める(判例において実際にみなし利息とされたのは、債務の弁済費用、印紙代、公正証書作成費用、抵当権設定費用など、具体的貸付行為があり、その貸付行為との間に条件関係があるものである)。

3. 現実に実行された貸付に対応するコミットメント・フィーのみがみなし利息に該当するとする考え方

利息制限法第 3 条の「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける」金銭、および、出資法第 5 条第 6 項の「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」には、その費用の支払があったために当該貸付または消費貸借が実行されたと判断される費用を含むと解すべきとする立場である。

ここで前記 A 方式を前提にした場合、コミットメント・ライン契約におけるコミットメント・フィーは、融資枠と契約期間に手数料率を乗じて算出されるものであり、貸付実行額はコミットメント・フィー算定の基礎とされない。コミットメント・ライン契約においては、貸付が実行されるとその貸付額と融資枠の差額について、追加的な貸付が可能であり、他方で、その貸付が返済されると、契約期間内であれば、さらに、その額についても再度の貸付が可能である。

この点に着目すると、支払われたコミットメント・フィーは、金額と期間の点で、実行された貸付に対応する部分と、貸付には対応しない部分とに区分することができる。すなわち、1.(2)の【具体例】(ケース 2)では、契約期間 1 年融資枠 100 百万円に対応するコミットメント・フィー 30 万円が支払われたが、そのうち、融資期間 3 ヶ月貸付額 1 百万円に対応する部分、750 円(1 百万円×0.003×3/12)が、実

行された貸付に対応することになる。残りの 29 万 9250 円は、貸付には対応せず、99 百万円を借入れることができる地位を 1 年間、および、1 百万円を借入れることができる地位を 9 ヶ月有していたことに対する対価といえる。

したがって、支払われたコミットメント・フィーのうち、金額と期間の点で、実行された貸付に対応する部分は、元本利用の対価ではなく借入れることができる地位を有していたことの対価ではあるものの、その支払があったために貸付が行われたと考えられることから、その費用の支払があったために当該貸付または消費貸借が実行されたと判断される金銭にあたり、利息とみなされるべきものと考えられる。

しかしながら、支払われたコミットメント・フィーのうち、貸付に対応しない部分は、その支払があったために貸付が行われたのではないため、上記の規定の「消費貸借に関し」受ける金銭ではなく、また、「貸付けに関し」受ける金銭でもない。したがって、利息制限法および出資法の適用において、利息とはみなされるべきではないと解される。

これを前述の具体例を用いて説明すると、1.(2)の【具体例】(ケース 2)においては、750 円(手数料) + 1 万円(利息) = 1 万 0750 円が、みなし利息を含む利息であり、元本 1 百万円、期間 3 ヶ月の貸付に対しては、年利 4.3 パーセントとなる。したがって、利息制限法と出資法のいずれにも違反しないものとなる。このように、コミットメント・フィーのうち金額と期間の点で対応する部分をみなし利息と考えるならば、実行された貸付の額にかかわらず、みなし利息の年利は、0.3 パーセント + 4 パーセント = 4.3 パーセントとなる。なお、貸付が全く実行されなかった場合は、貸付がないため、コミットメント・フィーの全体がみなし利息に該当しない。

一方、この考え方を前提に前記 B 方式について考えた場合、コミットメント・フィーはコミットメント・ラインの未使用金額に対して一定の料率を乗じて算出されるのであるから、現実に実行された貸付に対応するコミットメント・フィーは存在せず、みなし利息は存在しないことになる。

なお、実質的に高金利で行われる取引に関する上記 2. における議論は 3. においても同様である。

4. コミットメント・フィーはみなし利息に該当するが正当業務行為として違法性が阻却されるとする考え方

2.、3. のような考え方とは別に、刑事法規である出資法との関係では同法の

趣旨を害することのない一定の場合（例えば、銀行等が企業を相手として合理的な範囲のフィーを徴求する場合等）には、正当業務行為（刑法第 35 条）として違法性が阻却されるとする考え方もある。

例えば、コミットメント・ライン契約と同様の問題を含んでいた C P バックアップライン契約については、以前から大蔵省通達（平 5.3.24 蔵証第 437 号、平 5.4.1 蔵銀第 610 号。なお、これらの通達は、本年 6 月に廃止され、通達に代わって作成されたガイドラインにも、C P バックアップラインに関する部分は残っていない）や通産省通達（平 8.4.1 8 産局第 126 号、A B C P についてバックアップラインによる流動性補完を求めている（同通達第 1-3-(5)））では、こうしたバックアップライン契約の存在が前提となっている。通達の存在が直ちに違法性阻却事由となる訳ではないが、これらの通達に基づき実際にバックアップライン契約が利用されてきたことは、バックアップライン契約が経済的・社会的に合理的なものと考えられていることを裏付けるものといえよう。したがって、コミットメント・ライン契約についても同様に考えることができる。

5 . 立法的手当ての必要性

以上に検討したように、コミットメント・フィーが現行の利息制限法および出資法との関係でどのような位置付けとなるのかについては、いろいろな解釈が可能である。このようにさまざまな解釈が可能であり、かつ、コミットメント・フィーは上記の法律の適用を受けるという解釈も成り立ちうるということは、わが国の現行法制のもとでの取引の当事者にとっての法的な不確実性を高めていると言わざるを得ない。諸外国の状況と対比しても、コミットメント・ライン契約が契約の両当事者にとって合理性のある取引となりうることは、言うまでもない。したがって、利息制限法および出資法の改正、あるいは（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律のような）特別法の制定等により、コミットメント・フィーについて、適法である旨を確認することが望ましい。

法律を制定する場合におけるポイントとして、貸主（銀行、ノンバンク、信販会社等）の属性を制限し、コミットメント・ラインを行う貸出能力、意図があり、かつ、脱法行為をする蓋然性が一般的に低いと想定され得る者に限定すること、借主の属性を制限し、コミットメント・ラインを必要とし、かつ、実質的に高金利である取引に十分対応する行為能力を有する者に限定すること、消費者向けにコミットメント・ラインと同様の実質を有する与信枠を設定する場合については、与信枠と枠設定にかかるフィーについて利息制限法および出資法とは別の上限を設け

ること等が考えられる。

以 上